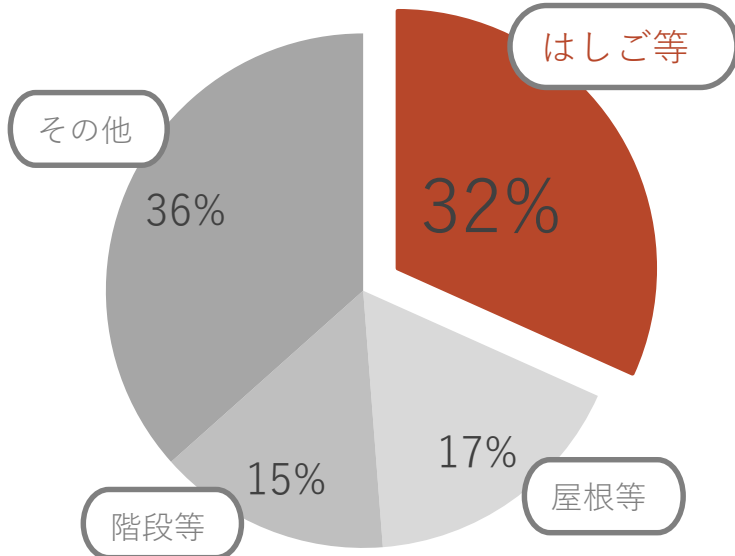


はしごからの墜落災害を防止するために より安全な設備を使用しましょう

墜落災害
41件のうち

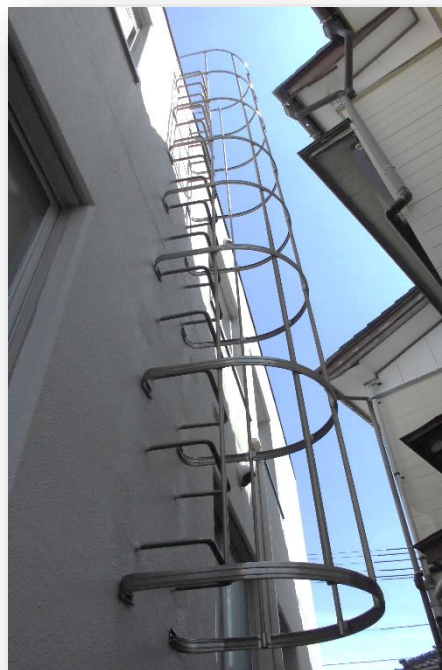
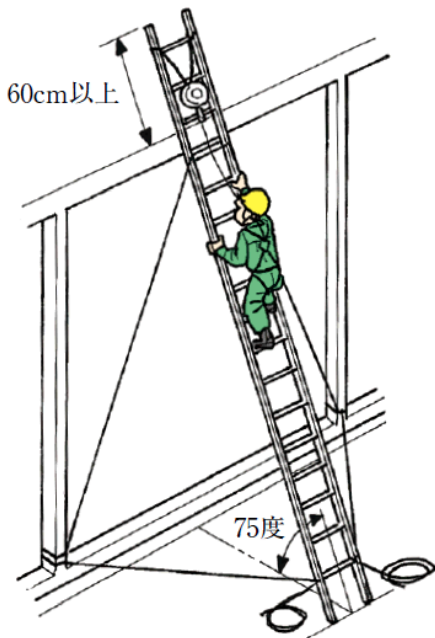
令和3年起因物別墜落災害



小出労働基準監督署では、令和3年に233件の労働災害が発生し、そのうち、約2割の41件が墜落災害となっています。さらに、墜落災害の中でもはしご等からの墜落災害は約3割の13件を占めています。

昇降の際、はしご等から墜落することを防止し、安全に作業を行うため、以下に挙げるより安全な措置を講じることが望ましいです。

また、はしごを用いて作業を行う前にP.2のチェックリストに基づく点検を行いましょう。



↑ 角度を75度以下に

↑ 背面かごを設置

↑ 安全ブロックを設置

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署